

財務省告示第三百三十五号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十四年八月二十日に発行した利付国債の発行条
 件等を次のとおり告示する。

平成十四年九月六日

財務大臣 塩川 正十郎

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一
名称及び記号	発行の根拠	の法律及びその条項	発行方法	発行金額	払込金額	種類	発行行	発行価格	利率	初期利子
利付国庫債券（二年）（第九十 九回）	財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一〇一號）第十一 條第一項	簡易生命保険特別会計の積立金 による引受け	額面金額で二百六十億円	二百六十億三千二百二十万円	五万円、十万円、百万円、千万 円、一億円及び十億円の六種	平成十四年八月二十日	平成十四年八月二十日	年〇・一パーセント	平成十五年二月二十日	後第二期利子
<p>と、し、次の算式により算出した 金額を支払う。ただし、支払期 が銀行休業日に当たるときは、 その翌営業日に支払う（以下、 次号及び第十二号において規定 する期日について同じ。）。</p>										
<p>額面金額又は登録金額 $\times \frac{0.1 \times 1}{100 \times 2}$</p>										
<p>毎年二月二十日及び八月二十日 を支払期とし、各支払期におい て、その日以前六月間に属する 利子を支払う。</p>										

十五 十四 十三 十二

払込期日 払場所 元利金支額 償還金額 償還期限

平成十四年八月二十日
取扱店並びに取扱郵便局
国債代理店及び国債元利金支払
日本銀行の本店、支店、代理店、
額面金額百円につき百円
平成十六年八月二十日